# 北海商科大学同窓会会則

北海商科大学同窓会支部設置規程 北海商科大学同窓会評議員選出規程 北海商科大学同窓会本部事務局規程 北海商科大学同窓会会計規程 北海商科大学同窓会顧問、相談役、参与規程

# 北海商科大学同窓会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、北海商科大学同窓会と称し、通称「白亜会」という。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、常に連絡を密にし、北海商科大学の発展に寄与することを目的とする。

#### (事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 会報の発行
  - (2) 会員名簿の調整及び発行
  - (3) 講演会及びその他の集会の開催
  - (4) 母校の各種行事への協力
  - (5) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

#### (会員)

第4条 本会は、北海商科大学(北海学園北見大学・北海学園北見短期大学・北海学園北見女子短期大学を含む)の卒業生をもって組織する。

但し、かつて母校に在籍した者で、幹事会の承認を得た者は事務局に登記する ことによって会員となることができる。

**第5条** 本会に、評議員会の推せんにより名誉会員及び賛助会員をおくことができる。

#### (本部及び支部)

- 第6条 本会の本部は、北海商科大学(北見キャンパスを含む)内に置く。
- 第7条 本会は、別に定める規程に基づき支部を設けることができる。
- 2. 前項の支部は、幹事会の承認を受けなけれぱならない。

#### (除 名)

**第8条** 本会の会員で、会の面目を失墜または会員の体面を毅損した者は、評議 員会の議決により除名することができる。

## 第2章 役員及び評議員

(役 員)

第9条 本会に、次の役員をおく。

会 長 1名

副 会 長 5名以内

幹 事 25名以内(大学15名·短大10名程度)

事務局長 1名

事務局次長 3名以内

監査委員 3名以内

2. 会長、副会長、事務局長、事務局次長は、その在任中幹事の地位につき前項に定める幹事の人員の制限を受けない。

(役員の選任)

第10条 会長、副会長、幹事、事務局長、事務局次長及び監査委員は、評議員会において、その都度定められた方法により会員の中から選任する。

#### (役員の任務)

- 第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3. 幹事は、幹事会を構成し、会務の遂行に必要な職務を担当する。
- 4. 事務局長及び事務局次長は、会長の命を受け本会の事務を掌理する。
- 5. 監査委員は、本会の会計を監査する。

### (役員の任期)

- 第12条 役員の任期は3年とする。但し再任を妨げない。
- 第13条 役員に欠損を生じたときは、補充選任することができる。但しこの場合 の任期は前任者の残任期間とする。
- 2. 役員の消息が一定期間継続して不明となった場合、評議員会の承認を持って解任とすることができる。

#### (顧間、相談役、参与)

- 第14条 本会に、顧問、相談役、参与を置くことができる。
- 2. その目的、選任、委嘱等については別に定める。

#### (評議員)

- 第15条 本会に、評議員10名以上100名以内をおく。
- 2. 評譲員の任期は4年とし、原則として交替制とする。

- 3. 第13条の規定は、評議員の任期に準用する。
- 4. 評議員の選出は、別に定めるところによる。

## 第3章 会議及び事務局

(総 会)

- 第16条 総会は、会長が幹事会の議を経てこれを招集する。但し総会開催の 年次及び期日等は評議員会で定める。
- 第17条 前条の招集は開催日の2週間前までに公告するほか、必要に応じて同期 会及び支部への連絡により行う。
- **第18条** 総会は、出席会員により成立し、会長が議長となり会務報告、情報交換 のほか本会目的のため会長が必要と認めた事項を審議する。

#### (評議員会)

- 第19条 評議員会は通常評議員会及び臨時評議員会とし、通常評議員会は毎年会計年度終了後3ヶ月以内に、臨時評議員会は必要があると認める時に、幹事会の議を経て会長がこれを招集する。
- 第20条 前条の招集は、開催期日の2週間前までに、議題、日時及び場所等を記載した文書をもって行うものとする。
- **第21条** 評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選し、本会の予算及び決 算のほか幹事会において必要と認めた事項を議決する。
- 第22条 評議員会は、第9条に定める役員及び評議員をもって構成する。
- **第23条** 評議員会は、評議員の半数以上の出席により成立し、議長は出席評議員 の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第24条 評議員は、他の会員を代理人に委任しその権限を行うことが出来る。

(幹事会)

- **第25条** 幹事会は、第9条に定める役員をもって構成し、会長は必要に応じ随時 これを召集する。
- **第26条** 幹事会においては、会長が議長となり本会の運営に関する事項を議決し 執行する。

- 第27条 幹事会は、構成員の半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半 数によって決し可否同数のときは議長の決するところによる。
- **第28条** 幹事会の構成員は、他の構成員を代理人に委任し、その権限を行うことができる。

(会議録)

**第29条** 会長は、総会、評議員会及び幹事会の会議録を作成し、その会の議長が 押印のうえ事務局に保存しなければいけない。

#### (事務局)

- 第30条 本会は、本部事務局をおく。
- 2. 事務局には、事務局長、事務局次長のほか事務局員若干名をおく。
- 3. 事務局は、事務局長の総括のもとに本会の事務の処理及び支部との連絡にあたる。
- 4. 事務局において担当する業務の範囲その他細部については別に定める。

#### (事務局会議)

- 第31条 会長は、会務の円滑な推進を図るため、必要に応じ本部事務局会議を開き会務の処理方針を決定するものとする。
- 2. 本部事務局会議の構成員は、原則として正副会長、事務局長、事務局次長のほか事務局員とし必要に応じ担当幹事の出席を求めることができる。

# 第4章 会計

(本会の経費)

第32条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに 充てる。

#### (入会金及び会費)

- 第33条 入会金及び会費は、次の通りとし入学時に納入するものとする。 但し、在学中の会費等は予備会費とし卒業等をもって会費等とする。
  - (1)入会金 5,000円
  - (2) 会費(終身会費として) 10,000円

#### (公正確保)

第34条 本会の会計は、別に定める会計規程に基づいて会計処理を行い、常に収 支の状況を明確にし、年に1回以上監査委員の監査を受けなければならない。

#### (会計年度)

第35条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

# 第5章 雑 則

#### (委員会)

- **第36条** 会長は、特定の事項を検討または処理するため、必要ある場合は幹事会 の議を経て委員会を設けることができる。
- 2. 委員会についての必要な事項はその都度決定する。

#### (会則の改廃)

第37条 この会則は、評議員会の議決によらなければ改廃することができない。

#### (細則等の制定)

**第38条** この会則の施行に関し、必要ある場合は細則を設けることができる。 但し、評議員会の承認を受けるものとする。

## 付 則

- この会則は、昭和55年12月5日から施行する。
- この会則の一部改正は昭和56年10月3日から施行する。
- この会則の一部改正は平成18年4月1日から施行する。
- この会則の一部改正は平成18年9月2日から施行する。
- この会則の一部改正は平成21年5月21日から施行する。
- この会則の一部改正は平成23年6月18日から施行する。

平成18年4月1日より「北海学園北見大学」から「北海商科大学」名称変更されたため、「北海学園北見大学同窓会」を「北海商科大学同窓会」に名称変更する。 それに伴いこの会則の一部を平成18年4月1日より改正する。

平成 18 年 9 月 2 日より「北海学園北見短期大学同窓会」を「北海商科大学同窓 会」に統合する。

それに伴いこの会則の一部を平成18年9月2日より改正する。

# 北海商科大学同窓会支部設置規程

- 第1条 会則第7条に定める支部は、この規程により設置するものとする。
- 第2条 本会の支部は、道内は各市区、支庁毎に、道外は都道府県毎に1支部を おくことを原則とする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、職域その他特殊事情に応じ、支部をおくことができる。
- **第3条** 支部は、所属会員の親睦を図り、本部の活動に協力し母校の発展に寄与するものとする。
- **第4条** 新たに支部を設けようとするときは、支部規約、役員及び会員名簿を添 えて会長あてに申請し幹事会の承認を受けるものとする。
- 第5条 支部は、適当と認める場合には分会をおくことができる。

- この規程は、昭和55年12月5日から施行する。
- この規程の一部改正は平成18年4月1日から施行する。

# 北海商科大学同窓会評議員選出規程

- 第1条 会則第15条に定める評議員は、この規程に基づき選出することを原則とする。
- 第2条 評議員の人数の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 卒業期、学部等を基礎に60名以内
  - (2) 地域及び職域等の支部を基礎に40名以内
- **第3条** 前条により選出する評議員は、卒業の年次毎の卒業者数及び支部の会員 数等を勘案し適正に選出されるように配慮しなければならない。
- **第4条** 評議員の選出母体となる同期会または支部等においては、前2条の規定に基づき、それぞれ評議員を選出し、氏名、住所等を本部事務局に届け出るものとする。

但し、選出し難い事情があるときは、あらかじめ幹事会の承認を得て本部事 務局において推せんすることができる。

第5条 前条の規定は、任期満了に伴う改選の場合も同様とする。

- この規程は、昭和55年12月5日から施行する。
- この規程の一部改正は平成18年4月1日から施行する。

# 北海商科大学同窓会本部事務局規程

- 第1条 会則第30条に基づき、事務局において担当する業務の範囲及び組織等は、この規程によるものとする。
- 第2条 事務局においては常時処理すべき業務は、次の通りとする。
  - (1) 諸会議の開催手続き、その他の諸準備を行うこと。
  - (2)会議録その他の記録を整理し、保存すること。
  - (3) 会員の異動状況の把握に努め、会員名簿を調整すること。
  - (4) 支部の会員、役員の異動その他活動状況を把握すること。
  - (5) 会報発行のための原稿の取りまとめ、編集印刷し、会員、支部等へ送付すること。
  - (6) 会費等の収納管理、経費の支出手続き、会計帳簿の記録等、会計事務を処理すること。但し、大学に委託して行う現金の出納事務を除く。
  - (7) 母校及び在学生の行事、活動状況を把握し、必要な連絡を行うこと。
  - (8) 慶弔に関する事務を処理すること。
  - (9) 電話の受付、文書の収受発送その他の事務を処理すること。
- 第3条 事務局に必要な部をおくことができる。
- 2. 部には、責任者として部長のほか必要な部員をおく。
- 第4条 各部の分担事項は、会長の承認を得て事務局長が決める。
- 第5条 事務局には、次の帳簿等を備え、常に整備に努めるものとする。
  - (1) 諸会議の会議録
  - (2) 出納簿その他の会計関係記録
  - (3) 会則その他の諸規程綴
  - (4) 会員名簿、役員及び評議員名簿
  - (5) 支部の規約、役員及び所属会貝名簿その他の情報資料
  - (6) 沿革誌その他会の活動記録資料
  - (7) 往復文書の綴その他運営上必要とされる資料
- 第6条 前各条のほか、事務局運営上必要な事項は事務局長が定める。

- この規程は、昭和55年12月5日から施行する。
- この規程の一部改正は平成18年4月1日から施行する。
- この規程の一部改正は平成23年6月18日から施行する。

# 北海商科大学同窓会会計規程

- 第1条 会則第34条に基づき、この規程を定めるものとする。
- **第2条** この規程は、会の会則に関する事項を正確かつ迅速に処理し、会の運営を計数的に把握し、活動を能率的に推進することを目的とする。
- 第3条 会計責任者は事務局長とする。
- **第4条** 会の収入支出の取扱いは、すべて予算に計上するものとし、評議員会の 議決を得なければ、原則として執行することができない。
- **第5条** 会の現金、預金その他の資金は、会の目的に沿って公正かつ誠実に管理しなければならない。
- 第6条 学生の新入学に際し、大学に委託して徴収する入会金及び会費は大学からの通知に基づき、受入れ収納するものとする。
- 2. 前項の収納金は、卒業により会員となるまでの問は、予備会費とする。
- 3. 予備会費は定期預金とし、事業費予算の財源には充当しないものとする。
- **第7条** 予備会員が大学を卒業した場合、会は大学からの通知に基づき、予備会費を会費に振り替えるものとする。
- 2. 予備会員が大学を卒業するに至らなかった場合、会は大学からの通知に基づき、予備会費を寄附金に振り替える事が出来る。
- 第8条 収入金がほぼ確定したときは、事業計画に基づき予算案を編成し、評議 員会の議決を求めるものとする。
- 2. 予算案の作成に当たっては、可能な限り積算内訳を明らかにしなければならない。
- **第9条** 支払金を支出しようとする場合は、請求に基づくものとし、支払いに際しては必ず領収書を徴するものとする。
- 第10条 資金は、必ず金融機関に預託するものとし、特別の場合を除き手元保管は行わないものとする。
- 2. 支払金の支出は、預金通帳からの払い出しによることを原則とする。
- **第11条** 収入または支出による資金の動きがあった場合は、必ず出納簿その他の会計帳簿に記入し、その収録を明らかにしなければならない。

- 第12条 会計年度終了後、速やかに決算書を作成し、監査委員の監査を受け、評議員会に報告しその承認を受けるものとする。
- 第13条 会計関係書類の保存期間は次の通りとする。

決算書、及び予算書永久会計帳簿、契約書、及び証拠書類類10 年その他の書類5 年

第14条 慶弔については、別に定める内規により取扱うものとする。

- この規程は、昭和55年12月5日から施行する。
- この規程の一部改正は平成18年4月1日から施行する。

# 北海商科大学同窓会顧問、相談役、参与規程

(目 的)

第1条 この規定は、北海商科大学同窓会会則第14条に基づき顧問、相談役及び参与を委嘱する場合の基準、方法その他の委嘱に必要な事項について定めたものである。

(顧 問)

- 第2条 本会の顧問は、次の各号の一に該当する者のうちから選任する。
  - (1) 本会の発展向上のために有益な助言及び活動をなしうる者
  - (2) 本会の活動に関し造詣が深く、指導的見解を有する学識者(相談役)
- 第3条 本会の相談役は、次の各号の一に該当する者のうちから選任する。
  - (1) 本会の会長として 10 年以上就任した者
  - (2) 本会の副会長として 15 年以上就任した者
  - (3) 本会の上記以外の役員として 20 年以上就任した者

(参 与)

第4条 本会の参与は、第2条及び第3条に該当する者以外の者であって、本会に 対する功績の大なる者のうちから選任する。

(選任及び委嘱の方法)

第5条 本会の顧問、相談役及び参与は、第2条、第3条及び第4条に該当する者のうちから評議員会の議決を経て、会長が委嘱する。

(任期)

- 第6条 本会の顧問、相談役及び参与の任期は、次のとおりとする。
  - (1) 顧 問 特に定めない
  - (2) 相談役 3年
  - (3) 参与 3年

(顧問、相談役及び参与の職務)

- 第7条 本会の顧問及び相談役は、会長の諮問に答えるほか、本会の運営に関し 意見を述べることが出来る。
  - 2 本会の参与は名誉職とし、本会の重要行事に際しては特別招待をし、これを厚く遇するものとする。

(総会の出席)

第7条 本会の顧問及び相談役は、通常総会その他会長が特に必要と認めた会議に 出席し、議長の求めに応じて発言できるものとする。

付 則

この規定は、平成23年6月18日から施行する。